

様式3

脳卒中（脳梗塞・くも膜下出血、一過性脳虚血発作等又は脳動脈瘤破裂・脳腫瘍等）関係

診 断 書

(徳島県公安委員会提出用)

1 氏名	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女				
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正・ <input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	生 (歳)
住 所					
2 医学的判断					
<input type="radio"/> 病名					
<input type="radio"/> 総合所見（現病歴、現在症、重症度、治療経過、治療状況など）					
3 現時点での病状（改善の見込み等）についての意見					
(1) 脳梗塞等の発作により、次の障害（ア～ウ）のいずれかが繰り返し生じているため、運転を控えるべきである。（該当部分に○印）					
ア 意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等					
イ 身体の麻痺等の運動障害					
ウ 視覚障害（視力障害、視野障害等）					
(2) 上記の障害が繰り返し生じているとは言えないものの、「発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない（A）」とはいえない。					
(3) 上記の障害が繰り返し生じているとは言えないものの、「（A）」とまではいえないが、6月（月）以内に「（A）」と診断できることが見込まれる。					
(4) 上記の障害が繰り返し生じているとは言えないものの、「今後、（　）年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない」とはいえないが、6月（月）以内に「今後（　）年間は、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない」と診断できることが見込まれる。					
(5) 上記の障害が繰り返し生じているとは言えず、今後、（　）年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。					
(6) 上記(1)から(4)のいずれにも該当せず、運転を控えるべきとはいえない。					
ア 回復して脳梗塞等にかかっているとはいえない					
イ 脳梗塞等にかかっているが、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。					
ウ 発作のおそれはないが、慢性化した運動障害がある。					
エ その他()					
4 その他特記すべき事項					

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名